

学校再開におけるガイドライン

令和2年5月14日改訂

山形市立第一中学校

山形市教育委員会の令和2年5月13日付け「山形市立小中学校における臨時休校の短縮及び学校再開について」（通達）を受けて、5月18日より部分的に再開し、25日より通常日課とし学校を再開することとする

1 基本方針

「感染防止を子どもの学びの保障等との両立」を図るため、感染防止に引き続万全を期すとともに、学校教育活動を段階的に再開する。段階的な再開に当たっては、児童生徒の心身の負担を考慮し、徐々に学校生活に適応できるように配慮した教育計画を立案し実施するものとする。

2 具体的な活動について

全ての活動において、次の4条件がすべて揃う状況、「4絶」を避けることに努める。

「4絶」 1m以内、対面、マスク無し、15分以上継続の会話（接触）

また、「新しい生活様式」を習慣化し、ウイルスとの長期戦に向けて、持続可能な学校生活を送れるようにする。

(1) 始業前

- ①教職員は毎朝検温し、体調確認後出勤する。
- ②欠席の生徒がいる場合は、担任は必ず保護者からの連絡の有無を確認する。連絡がなく欠席している生徒がいるときは保護者と連絡を取り、欠席の理由を確認する。
- ③生徒は毎日健康観察カードに体温を記録し、保護者に捺印してもらい、持参する。担任は朝の会でカードを回収し、生徒の健康状態、顔色などを確認する。検温を忘れた生徒や家庭に体温計がない生徒については、教室に入る前に多目的教室に寄り、そこで検温をする。（各学年対応）
- ④登校時もマスク着用のうち1m程度の距離を歩いて歩くことを習慣づけるよう指導する。
登校後はマスクを着用し、石けんで手洗いを行い、自分のハンカチで拭く。
- ⑤密集を避けるため5月中はロッカーを使用せず、自分の荷物は座席のところに置く。

(2) 授業中

①各教科共通

◆換気・手洗いの徹底

休み時間に換気を行うことはもちろん、授業中盤に一度、教科担任の指示で換気を行う。可能であれば2方向の窓を同時に開ける。その際、衣服による温度調節にも配慮すること。教科担任は授業終了時に手洗い実施について指導し、授業開始時には実施の確認をする。特別教室での授業の際は特別教室付近の水道で手洗いをしてから教室に戻るよう指導する。

◆机の向きは、全ての授業において対面を最大限回避し、座席間も可能な範囲で間隔を確保する。

◆共用の教材、教具、情報機器などを触る前後で手を洗い、自分のハンカチで拭く。

②感染の可能性が高い一部の実技指導

[対応例]

◆音楽：年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにする。

◆家庭科：調理などの実習について、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、

衛生管理をより一層徹底する。

◆保健体育科：生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動について、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、個人や小人数で密集せず距離を取って行う運動を行うなどの工夫をする。

一斉臨時休業及び春季休業期間において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、当面、体育の授業開始時には準備運動を十分に行うよう留意する。

可能な限り授業を屋外で実施したり、生徒が集合・整列する場面を避けるなどの工夫をするとともに、用具を使用する前に消毒したり、授業の前後に手洗いを徹底するなど、防護措置等を講じる。

(3) 給食活動

①給食当番は全員マスクを着用して給食室へ行き、手洗い後、ペーパータオルで拭く。

②各自ランチセット（箸、マット、ハンカチ）を用意し、机脇にかけ使用する。

③一般生徒は、全員水屋で手洗いを行い、自分のハンカチで手を拭く。一般生徒は着席し静かに座って待つ。

④教室当番は、準備時に消毒液に浸したタオルで、全員の机、給食台を拭く。

⑤給食は机を前向きとし、飛沫が飛ばないように会話を控える指導をする。

⑥給食活動前後には教室の換気を徹底する。

⑦牛乳パックはリサイクルせず、すべて廃棄処分とする。

⑧マスクを外した際はビニル袋に入れ、各自保管する。学校ではマスクは捨てない。

(4) 清掃・終わりの会

①清掃時は白帽、マスクを着用し、衛生面に気をつける。

②清掃用具は原則として共用しないようにする。

③飛沫が飛ばないように、会話はせず、無言清掃に取り組む。

④清掃後は石けんで手を洗い、自分のハンカチで拭く。

⑤担任は終わりの会で、健康観察カードを配布し、生徒の健康状態、顔色などを確認する。また、抵抗力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

(5) 部活動

①部活動については本校の「部活動（新学期からの対応）におけるガイドライン」に従って活動する。

②当面の間、活動は行わない。

6) その他

①ドアノブ、スイッチ、手すりなど、特に多くの生徒が手を触れる箇所は、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用して1日1回以上消毒する。

②生徒の心のケアのために、学級担任や養護教諭、教育相談員等全職員で連携を図る。

③感染者等に対する偏見や差別によるいじめ防止のため各学級で指導するとともに、定期的に学校生活アンケートや二者面談を実施し、生徒の心の変化を捉える機会を設ける。

④基礎疾患のある生徒を把握し、感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意する。

⑤授業中や部活動中に不調を訴える生徒がいる場合は、保健室で検温する。発熱等の風邪症状がみられる場合には、保護者に連絡して、自宅で休養させる。保護者が来るまでの間は、第2保健室（現第2美術室）を用意し、他の生徒との接触をできる限り避けて待機させる。

⑥具合が悪い生徒に付き添う保健委員または部活動の際は同じ部員の生徒等は、2メートル程度後方をついて行き、保健室に入ったことを確認するまでとする。